多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

平成27年9月30日
熊　　本　　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				熊本市西区河内町 塩屋集落、平集落、葛山集落、清田・小森集落、中川内集落、船津集落地内	無	平成26年度～平成30年度	多面的チーム大字河内地域資源保全会	変更内容：実施地域に「船津集落」を追加